

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」のフォローアップ(令和2年度)

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	工程	施策の概要・実施状況(令和3年3月末時点)
1	刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処		(法務省) ＜刑事法の在り方の検討＞ ・令和2年度「性犯罪に関する刑事法検討会」において検討	(法務省) ・被害当事者、被害者心理・被害者支援関係者、刑事法研究者、実務家を構成員とする「性犯罪に関する刑事法検討会」において、刑事の実体法・手続法に関し、法改正の要否・当否について、論点を抽出・整理し、議論を行っており、令和2年6月から令和3年3月末までの間に、14回の会合を開催した。
2			(法務省) ＜刑事法の運用の在り方＞ ・令和2～3年度 被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例の把握・情報提供など、より一層適切なものとなるような取組を検討(可能なものから順次実施)	(法務省) ・被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例や専門的知見等を踏まえ、より一層適切なものとなるような取組を検討中であり、参考となる事例の把握のため、警察庁と協議の上、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組の試行を令和3年4月1日から開始することとしている。
3			(法務省) ＜検察官に対する研修の実施＞ ・令和2年以降 経験年数に応じた研修において、検察官に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を継続して実施	(法務省) ・毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、検察官に対し、大学教授(精神科医師)等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施した(なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、一部の研修は実施を延期した。)
4	性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実	・性犯罪者に実施しているプログラムの拡充 ・出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策の検討	(法務省) ＜性犯罪者に実施しているプログラムの拡充＞ ・令和2年秋頃 性犯罪者に実施しているプログラムの更なる充実化の方向性等について、令和元年8月に設置した外部有識者を構成員とした検討会における議論を取りまとめ ・令和2年秋以降 検討会における議論の内容も踏まえつつ、より効果的なプログラムの実施に向けた内容・実施体制の具体的検討	(法務省) ・検討会における議論をとりまとめ、令和2年10月に報告書を公表した。 ・上記報告書の内容等を踏まえ、プログラムの内容・実施体制の具体的検討を行っている。
5			(法務省) ＜新たな再犯防止対策の検討＞ ・令和2年度内 出所者情報の提供が可能な場合等について整理し、地方公共団体に周知 ・令和3年度予算において、諸外国の法制度・運用等に関する実情調査に要する経費を要求することを検討	(法務省) ・令和3年1月に実施した第3回都道府県再犯防止等推進会議において、地方公共団体の担当者に対し、「再犯防止推進計画」等に基づいて実施している出所者情報等の提供について概要を周知した。 また、令和2年3月に、地方公共団体に対して出所者情報の提供ができる場合等を取りまとめた執務資料を作成し、配布した。 なお、一部の地方公共団体では、地域再犯防止推進モデル事業等において、法務省から提供された出所者情報を活用し、刑事手続終了後も性犯罪者に対する心理カウンセリング支援等を提供する取組がなされている。 ・省内において、海外調査の実施に向けた所要の準備を進めるとともに、令和3年度予算において、性犯罪者の再犯防止対策に関する諸外国の法制度・運用等についての実情調査等の実施に必要な経費を措置。

6	被害申告・相談をしやすい環境の整備	・被害届の即時受理の徹底	<p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4～6月 各都道府県警察に対し、研修等において被害届の即時受理の徹底について教養を行うよう指示 ・令和2年秋以降 各種会議において、被害届の即時受理の徹底を指示、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修において教養を実施 ・令和2年度中 各都道府県のワンストップ支援センターを訪問し、警察の対応等に関する意見交換等を行うとともに、必要に応じて各都道府県警察に対する指導を行う。 ・令和3年度予算において、研修に必要な経費を要求することを検討。 	<p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月、各都道府県警察に対して、被害届の即時受理の徹底について指導教養等を行うよう指示した。 ・令和2年6月、各都道府県警察に対して、性犯罪捜査に従事する警察官に対する研修において、被害届の即時受理の徹底について教養を行うよう指示した。 ・令和2年度中、各都道府県警察の性犯罪捜査指導官等を集めた会議において、被害届の即時受理を徹底するよう指示した。 ・令和2年12月、警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修を実施した。 ・令和2年度中、各都道府県のワンストップ支援センターを訪問し、警察の対応等に関する意見交換等を行った。 ・令和3年度予算において、性犯罪捜査に従事する警察官等に対する研修の実施に要する経費約4百万円を措置。
7		・捜査段階における二次的被害の防止	<p>(警察庁)</p> <p><女性警察官の配置・性犯罪指定捜査員の指定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年秋以降 各種会議において、性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置促進・性犯罪指定捜査員への女性警察官の指定等を指示 	<p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度中、各都道府県警察の性犯罪捜査指導官等を集めた会議において、性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置促進、性犯罪指定捜査員への女性警察官の指定等を指示した。
8			<p>(警察庁)</p> <p><研修の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月 各都道府県警察に対し、性犯罪捜査に従事する警察官に対して研修を行うよう指示 ・令和2年秋頃 警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修を実施 ・令和2年度中 各都道府県警察において、被害者の心情に配慮した対応を取ることができるよう、警察官等を対象とした研修を実施 ・令和3年度予算において、研修に必要な経費を要求することを検討 	<p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月、各都道府県警察に対して、性犯罪捜査に従事する警察官等に対する研修を行うよう指示した。 ・令和2年12月、警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修を実施した。 ・令和2年度中、各都道府県警察において、警察官等を対象とした研修等を実施した。 ・令和3年度予算において、性犯罪捜査に従事する警察官等に対する研修の実施に要する経費約4百万円を措置。
9		・警察における相談窓口の周知や支援の充実	<p>(警察庁)</p> <p><「#8103(ハートさん)」の更なる周知></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度以降「女性に対する暴力をなくす運動」とも連動させ、ポスター、インターネット広告等を活用し、更なる周知を実施 ・令和3年度予算において、周知の実施に要する経費を引き続き要求することを検討。 	<p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」について、「女性に対する暴力をなくす運動」とも連動させ、ポスター、インターネット広告等を活用し、国民への更なる周知を図っている。 ・令和3年度予算において、同番号の周知の実施等に要する経費約1千2百万円を措置。

10		<p>(警察庁) <緊急避妊等に要する経費に関する指導> ・令和2年度以降 各種会議等を通じて、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対し、必要な指導を行う。 ・令和3年度予算において、緊急避妊等に要する経費を引き続き要求することを検討</p>	<p>(警察庁) ・緊急避妊等に要する経費について、各種会議等を通じて、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対して指導を行っている。 ・令和3年度予算において、緊急避妊等に要する経費約6千1百万円を措置。</p>
11		<p>(警察庁) <診療料又はカウンセリング料の公費負担制度の適切な運用> ・令和2年度以降 各種会議等を通じて、公費負担制度の適切な運用がなされるよう、都道府県警察に対し、必要な指導を行う。 ・令和3年度予算において、診療料又はカウンセリング料の公費負担制度に要する経費を引き続き要求することを検討</p>	<p>(警察庁) ・診療料又はカウンセリング料の公費負担制度について、各種会議等を通じて、適切な運用がなされるよう、都道府県警察に対して指導を行っている。 ・令和3年度予算において、同制度に要する経費約2千9百万円を措置。</p>
12	<p>・被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化</p>	<p>(1)ワンストップ支援センターの周知の徹底 (内閣府) <短縮番号の設定とワンストップ支援センターの周知> ・令和2年10月 短縮番号によるナビダイヤルの導入。関係機関に周知 11月「女性に対する暴力をなくす運動」において広報(ポスター、HP等)</p>	<p>(内閣府) ・最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号(#8891)を運用するとともに、同ダイヤルの周知を図るための広報カードを作成した。 ・令和2年11月「女性に対する暴力をなくす運動」において、「性暴力」をテーマに国民の意識向上に向けた啓発活動を推進した。ポスター、リーフレット、啓発カード及び啓発シールを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図った。</p>
13		<p>(2)多様な相談方法の提供 (内閣府) <SNS相談> ・令和2年度中 開始準備、相談員研修を経て、令和2年10月からSNS相談を試行実施(令和3年1月頃まで) ・令和3年度予算において、SNS相談の令和3年度内からの通年実施に要する経費を要求することを検討</p>	<p>(内閣府) ・若年層等の性犯罪・性暴力被害者支援の充実に向けて、SNSを活用した試行相談事業を拡充実施し、調査を行うとともに、その相談の傾向を研究、分析して、性暴力に関するSNS相談の在り方について、令和3年3月に取りまとめた。 ・令和2年度第3次補正予算において、SNS相談の経費を含む「性暴力被害者等相談支援体制整備事業経費」として約1億円措置。SNS相談については、令和3年4月からの実施に向けて、検討準備を進めている。</p>
14		<p>(内閣府) <多様な相談者への対応> ・令和3年度予算において、多様な相談方法の実施に要する経費を計上して要求することを検討</p>	<p>(内閣府) ・令和2年度第3次補正予算において、SNS相談の経費を含む「性暴力被害者等相談支援体制整備事業経費」として約1億円措置。 ・ワンストップ支援センターにおける多様な相談者への対応に係る都道府県の取組(メール・SNS相談、オンライン面談等)を支援する経費を含む「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」として、令和2年度第3次補正予算においては約1.5億円を措置し、令和3年度予算においては約2.5億円を措置。</p>

15		<p>(3) 24時間・365日対応の推進 (内閣府) ・令和2年夏 地方公共団体やワンストップ支援センターに対し、「強化の方針」についての説明、意見交換 ・令和2年夏以降「ワンストップ支援センター強化検討会議」(仮称)において議論 ・令和2年内 地方公共団体に、緊急対応体制の在り方を通知 ・令和3年度予算において、コールセンター設置及び都道府県の緊急対応体制に必要な経費を計上して要求することを検討</p>	<p>(内閣府) ・令和2年7月に、地方公共団体、ワンストップ支援センターに対し、「強化の方針」についての説明動画を公開するとともに、令和2年7月から8月にかけて、希望のあった地方公共団体、ワンストップ支援センターと意見交換を行った。 ・関係府省及び地方公共団体とが協議する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議」を開催し、令和3年3月に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について」をとりまとめた。 ・センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化が図られるよう、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、センターの整備等に取り組む地方公共団体を支援する。 ・ワンストップ支援センターにおける夜間休日の緊急対応体制に係る都道府県の取組を支援する経費を含む「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」として、令和2年度第3次補正予算においては約1.5億円を措置し、令和3年度予算においては約2.5億円を措置。 【交付対象経費】 ・ワンストップ支援センターの運営に関する経費 ・医療費等の公費負担に要する経費 【交付率】 都道府県が要した対象経費の2分の1(医療費は3分の1) ・令和2年12月に、「夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談体制の整備」及び「都道府県外居住者に対する急性期の医療費支援」に関する対応について、地方公共団体へ通知を行った。 ・令和2年度第3次補正予算において、コールセンターの設置の経費を含む「性暴力被害者等相談支援体制整備事業経費」として約1億円措置。令和3年秋の実施に向けて、検討準備を進めている。</p>
16		<p>(4) ワンストップ支援センターの増設の検討等 (内閣府) ・令和2年夏 地方公共団体やワンストップ支援センターに対し、「強化の方針」についての説明、意見交換 ・令和2年夏以降「ワンストップ支援センター強化検討会議」(仮称)において議論 ・令和3年度予算において、ワンストップ支援センターの増設等に要する経費を要求することを検討</p>	<p>(内閣府) ・令和2年7月に、地方公共団体、ワンストップ支援センターに対し、「強化の方針」についての説明動画を公開するとともに、令和2年7月から8月にかけて、希望のあった地方公共団体、ワンストップ支援センターと意見交換を行った。 ・関係府省及び地方公共団体とが協議する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議」を開催し、令和3年3月に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について」をとりまとめた。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援体制整備交付金」により、被害者支援拠点の増設に取り組む都道府県を支援し、性犯罪・性暴力被害者支援の更なる充実を図る。 ・令和2年度第3次補正予算において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援拠点の増設に係る都道府県の取組を支援する「性犯罪・性暴力被害者支援体制整備交付金」として約1億円措置。</p>

17	切れ目のない手厚い被害者支援の確立	<p>・ワンストップ支援センターにおける支援の充実</p>	<p>(1) 病院など地域における関係機関との連携強化 (内閣府等) ・令和2年夏 地方公共団体やワンストップ支援センター関係機関に対し、「強化の方針」についての説明、意見交換 ・令和2年夏以降「ワンストップ支援センター強化検討会議」(仮称)において議論 ・令和3年度予算において、病院への設置、ワンストップ支援センターの体制強化(コーディネーターの配置・常勤化やコーディネーター等を支える事務職員の配置)に要する経費を要求することを検討</p>	<p>(内閣府) ・令和2年7月に、地方公共団体、ワンストップ支援センターに対し、「強化の方針」についての説明動画を公開するとともに、令和2年7月から8月にかけて、希望のあった地方公共団体、ワンストップ支援センターと意見交換を行った。 ・関係府省及び地方公共団体とが協議する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議」を開催し、令和3年3月に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について」をとりまとめた。 ・病院等の地域における関係機関の連携強化について、都道府県の好事例を紹介した。 ・令和3年3月に、関係機関と連携を図り、適切な証拠採取・保管を行うよう、地方公共団体に通知した。 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの病院への設置や、体制強化(コーディネーターの配置・常勤化やコーディネーター等を支える事務職員の配置)に係る都道府県の取組を支援する経費を含む「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」として、令和2年度第3次補正予算においては約1.5億円を措置し、令和3年度予算においては約2.5億円を措置。</p>
18			<p>(2) 職員の研修の充実 (内閣府) ・令和2年9月以降 オンライン研修教材(ビデオ教材)製作を開始 ・令和2年度内 性犯罪・性暴力被害者支援のためのオンライン研修教材を順次、ウェブ上に掲載 ・令和3年度予算において、研修事業の拡充に要する経費を要求することを検討</p>	<p>(内閣府) ・オンライン研修実施のための調査研究を行うとともに、オンライン研修教材(ビデオ教材)を製作した。 ・性犯罪・性暴力被害者支援のためのオンライン研修教材をウェブ上に掲載し、相談員はもとより、ワンストップ支援センターを所管する行政職員、産婦人科医等医療関係者等に対してオンライン研修を提供した。 ・令和3年度予算において、研修事業の拡充に係る経費を含む「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」として約7百万円を措置。</p>
19			<p>(厚生労働省) ・令和3年2月 「PTSD対策専門研修」(精神保健医療福祉業務従事者等対象)の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催</p>	<p>(厚生労働省) ・性犯罪被害者が抱える心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材を養成するため、医師、保健師、精神保健福祉士等の精神保健医療福祉業務従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修(犯罪・性犯罪被害者コース)」を実施する。令和2年度は2月12日に開催した。</p>
20		<p>・中長期的な支援体制</p>	<p>(内閣府) ・令和2年夏以降「ワンストップ支援センター強化検討会議」(仮称)等において議論</p>	<p>(内閣府) ・関係府省及び地方公共団体とが協議する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議」を開催し、令和3年3月に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について」をとりまとめた。</p>
21			<p>(厚生労働省) ・令和2年度予算において、心理的ケアの体制強化を図るとともに、学習指導員の配置に要する経費を措置済み。令和3年度予算においても引き続き要求していく。 ・令和3年2月 「PTSD対策専門研修」(精神保健医療福祉業務従事者等対象)の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催</p>	<p>(厚生労働省) ・令和2年度より、心理療法担当職員を配置した場合の雇上費加算に要する費用及び入所者に同伴する児童が適切に養育を受けられるよう学習指導員を配置するための費用の要件緩和を図った。令和3年度予算においても引き続き措置し、婦人保護施設における心理的ケア、同伴児童への学習支援に係る体制強化を推進する。 ・性犯罪被害者が抱える心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材を養成するため、医師、保健師、精神保健福祉士等の精神保健医療福祉業務従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修(犯罪・性犯罪被害者コース)」を実施する。令和2年度は2月12日に開催した。</p>

22	・被害者の医療費負担等の軽減	(内閣府) ＜県外被害の取扱い＞ ・令和2年夏以降「ワンストップ支援センター強化検討会議」(仮称)において議論 ・令和2年内 議論を取りまとめ、地方公共団体へ通知	(内閣府) ・関係府省及び地方公共団体とが協議する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議」を開催し、令和3年3月に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について」をとりまとめた。 ・議論を取りまとめ、令和2年12月に、「夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談体制の整備」及び「都道府県外居住者に対する急性期の医療費支援」に関する対応について、地方公共団体へ通知を行った。
23		(内閣府) ＜監護者へのケアの医療費負担＞ ・令和3年度予算において、監護者へのケアも含めた医療費負担等に要する経費を要求することを検討	(内閣府) ・監護者へのケアも含めた医療費負担等に係る都道府県の取組を支援する経費を含む「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」として、令和2年度第3次補正予算においては約1.5億円を措置し、令和3年度予算においては約2.5億円を措置。
24		(内閣府) ＜被害当事者負担の更なる軽減＞ ・令和3年度予算において、地方公共団体による支援の実施状況等を踏まえ、必要な経費を要求することを検討	(内閣府) ・被害当事者負担の更なる軽減に係る都道府県の取組を支援する経費を含む「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」として、令和2年度第3次補正予算においては約1.5億円を措置し、令和3年度予算においては約2.5億円を措置。
25		・多様な被害者支援の充実	(内閣府) ・令和3年度予算において、ワンストップ支援センターにおける障害者、男性等の支援の状況についての事例調査・分析を行い、必要な取組や好事例について把握する経費を要求することを検討
26	(警察庁) ・令和2年度以降 障害者、男性等の性犯罪被害について適切な対応等を行えるよう、研修を実施	(警察庁) ・令和2年12月、警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修を実施し、障害者、男性等の性犯罪被害について適切な対応を行うための教養を実施した。	
27	(法務省) ・令和2年度以降 地方検察庁に配置している犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員等を対象とした研修を継続して実施。また、経験年数に応じた研修において、検察官に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を継続して実施	(法務省) ・地方検察庁に配置している犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員等を対象とした研修を実施した。また、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、検察官に対し、大学教授(精神科医師)等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施した(なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、一部の研修は実施を延期した。)	
28	(厚生労働省) ・令和3年2月 「PTSD対策専門研修」(精神保健医療福祉業務従事者等対象)の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催	(厚生労働省) ・性犯罪被害者が抱える心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材を養成するため、医師、保健師、精神保健福祉士等の精神保健医療福祉業務従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修(犯罪・性犯罪被害者コース)」を実施する。令和2年度は2月12日に開催した。	
29	(厚生労働省) ・令和3年度予算において、「若年被害女性等支援モデル事業」の実施状況を踏まえ、モデル事業から本格実施に向けて検討	(厚生労働省) ・令和2年度において、3都県(5団体)がモデル事業を実施。令和3年度予算において、アウトリーチや相談支援、性被害によるトラウマのケア等のための医療機関との連携、被害女性の居住自治体との連携等の強化を図った上で、本格実施に移行する。	

30	<p>教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防</p> <p>・子供を性暴力の当事者にしないための生命(いのち)の安全教育の推進</p> <p>・学校等における教育や啓発の内容の充実</p>	<p>(文部科学省)</p> <p><幼児期・小学校低学年></p> <p>・令和2年度内 教職員等を対象とした研修会等で、「強化の方針」等を周知</p> <p><小学校・中学校></p> <p>・令和2年秋頃 教職員等を対象とした研修会等で、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための注意点を周知</p> <p><小学校高学年・中学校></p> <p>・令和2年夏以降 指導者セミナー等を通じて情報モラルに関する啓発資料等の学校での活用を促進</p> <p><中学校・高校></p> <p>・令和2年11月 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談先を教育委員会・学校等に周知</p> <p><高校・大学></p> <p>・令和3年春 教育委員会、大学等に対し、「若年層の性暴力被害予防のための月間」(仮称)における積極的な取組を依頼</p> <p><障害のある児童生徒等></p> <p>・令和2年10月以降 学習指導要領の趣旨等について、全国の特別支援教育関係者を対象とした会議等を通じて周知</p> <p><教職員等への研修></p> <p>・令和2年7月9日 各教育委員会が実施する教員研修の参考となるよう、「強化の方針」等を周知</p> <p>・令和2年夏以降 教育委員会担当者向けの各種会議において、「強化の方針」等を周知。学校安全、生徒指導、教育相談等の研修において、性被害防止の観点を追加することを検討</p> <p><性差別意識の解消></p> <p>・令和2年度以降 性差別意識の解消に向けた教員研修プログラムを作成</p> <p>・令和3年度予算において、小中学生及び保護者に対する性差別意識の解消プログラム等に必要な経費を要求することを検討中</p>	<p>(文部科学省)</p> <p><幼児期・小学校低学年></p> <p>・幼児期については、新型コロナウイルス感染症対策のため、文部科学省で実施する研修会等の参集を見送ったため、令和3年度春に開催する指導主事会議等において周知する予定。</p> <p><小学校・中学校></p> <p>・令和2年11月に全国の指導主事(学校安全担当)や教職員(管理職)を対象に、「学校安全指導者養成研修」を実施した。</p> <p>研修内容に性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う重要性や性犯罪に遭わないための防犯教室に関する注意点について説明を行い、周知を図った。</p> <p><小学校高学年・中学校></p> <p>指導者セミナーを通じて情報モラルに関する啓発資料等の学校での促進を行った。</p> <p><中学校・高校></p> <p>・令和2年11月13日 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談先を教育委員会・学校等に周知。</p> <p><高校・大学></p> <p>・令和3年3月に、教育委員会、大学等に対し、「若年層の性暴力被害予防月間」における積極的な取組を依頼した。</p> <p><障害のある児童生徒等></p> <p>・令和2年10月28日から開催した「令和2年度特別支援教育教育課程等研究協議会」において、「性対策・性暴力の対策の強化」の概要及び性指導に関する学習指導要領の趣旨等について説明した。</p> <p><教職員等への研修></p> <p>・令和2年11月に全国の指導主事(学校安全担当)や教職員(管理職)を対象に、「学校安全指導者養成研修」を実施した。研修内容に性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う重要性や性犯罪に遭わないための防犯教室に関する注意点について説明を行い、周知を図った。</p> <p>・令和2年10月に開催した各教育委員会の教育相談担当者向けの会議及び令和3年1月に開催した生徒指導担当者向けの研修等において、「強化の方針」等を周知した。また、教職員支援機構が令和3年度に実施する各教育委員会等関係者を対象とした研修において、性被害に関する教育相談について、内容を追加する方向で検討中。</p> <p>・都道府県教育委員会等が実施する教職員研修の効果的・体系的な企画立案に資するよう、「強化の方針」を含む「教職員研修に関する主な提言等について(通知)」を令和2年7月9日に発出した。</p> <p><性差別意識の解消></p> <p>・教員が学校現場で生じうるバイアスのケース等について理解を深め、指導に役立つ気付きを得るための教員研修のモデルプログラムを令和2年度中に開発。</p> <p>・令和3年度予算において、小中学生及び保護者に対する性差別意識の解消プログラム作成等に必要な経費を措置。</p>
31		<p>(内閣府・文部科学省)</p> <p>・令和2年9月頃 内閣府と文部科学省の共同により「生命の安全教育調査研究事業」を開始。年度内に有識者会議における検討、地方公共団体の好事例の把握、教材の検討、モデル教材の作成、手引書の作成・改訂等を行う。</p>	<p>(内閣府・文部科学省)</p> <p>・内閣府と文部科学省の共同による調査研究事業を行うこととし、先行する取組における、教材の内容や指導の手引き等について実態調査を行うとともに、有識者からなる検討会において分析、議論を行い、発達段階に応じた教材や教職員向けの指導手引き、啓発資料、保護者向け資料等の作成に向けた現状調査、分析・検討を行い、令和3年3月に報告書を取りまとめた。</p>
32		<p>(警察庁・文部科学省)</p> <p>・令和3年春頃 警察庁と文部科学省の共同により、インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレットを作成予定</p>	<p>(警察庁・文部科学省)</p> <p>・令和3年1月、文部科学省と警察庁が共同で、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだリーフレット(「守りたい大切な自分大切な誰か～ネットの落とし穴に踏み込まないで～」)を作成し、両省庁のウェブサイトにおいて公開した。また、通知を発出して、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者への周知を依頼したほか、各都道府県警察に対し、各種広報啓発活動における活用を依頼した。</p>

33		<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度中 内閣府と文部科学省の「生命の安全教育調査研究事業」における議論等を踏まえ、保育所における、生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進するための具体的な教材作成等について検討 	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府と文部科学省の共同による調査研究事業において、発段階に応じた教材や教職員向けの指導手引き、啓発資料、保護者向け資料等の作成に向けた現状調査、分析・検討が行われた。令和3年3月に取りまとめられた本事業の報告書を踏まえ、保育所における、生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進するための具体的な教材作成等について検討予定。
34	<p>・学校等で相談を受ける体制の強化</p>	<p>(文部科学省等)</p> <p><相談体制の強化、研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度以降 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進 ・令和2年7月9日 各教育委員会が実施する教員研修の参考となるよう、「強化の方針」等を周知 ・令和2年夏以降 教職員を対象とした研修において、性被害相談対応の観点を追加することを検討 	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度予算において、教育相談体制の更なる充実に向け、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充を計上した。 ・都道府県教育委員会等が実施する教職員研修の効果的・体系的な企画立案に資するよう、「強化の方針」を含む「教職員研修に関する主な提言等について(通知)」を令和2年7月9日に発出した。 ・令和2年10月に開催した各教育委員会の教育相談担当者向けの会議等において、「強化の方針」等を周知した。 ・教職員支援機構が令和3年度に実施する各教育委員会等関係者を対象とした研修において、性被害に関する教育相談について、内容を追加する方向で検討中。 ・令和3年度の健康教育指導者養成研修において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の内容を踏まえ、児童生徒から性犯罪相談があった時の対応の観点を追加することとした。 <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年12月、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、令和元年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約3,240人から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することとするなど、児童相談所と市町村の体制と専門性の強化を図っていたところ、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加している状況等を踏まえ、児童福祉司等の増員については、新プランの計画を1年前倒し、令和3年度までに新プランで目標として掲げている人員体制の確保を目指す。 ・子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし及び各都道府県等における「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司スーパーバイザー研修」等の各研修において、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込み、性的虐待を含む児童虐待対応に携わる児童相談所等の職員に対して研修を実施。
35		<p>(文部科学省等)</p> <p><大学等の相談窓口の整備、周知、研修の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月12日 各大学が実施する大学職員を対象とした研修の参考となるよう、大学に「強化の方針」及び関連資料を周知 	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生関係部長・課長会議や高等専門学校校長・事務部長会議、全国キャリア教育・就職ガイダンスなど、各校の教員や職員が集まる研修や会議に行政説明資料として適宜配布。

36	<p>・わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分</p>	<p>(文部科学省) ・令和2年夏以降 教員の懲戒処分等の状況を調査するとともに、児童生徒等に対してわいせつ行為を行った教員への厳正な処分の徹底について、毎年教育委員会に周知徹底を図るほか、各教育委員会の人事担当者が集まる会議や研修会等、機会をとらえて随時周知徹底を図る。また、これらの教員の教員免許状の管理等について、より厳しい在り方を実現すべく、早期の検討を進める。</p>	<p>(文部科学省) ・令和2年8月に文部科学省が主催した各教育委員会の人事担当者を集めた研修会をはじめ、各種会議・研修会等において、児童生徒に対してわいせつ行為を行った教員は原則として懲戒免職とすることや、遺漏なく告発を行うことなど、厳正に対応することについて周知徹底を図った(令和2年9月時点で、すべての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準において、児童生徒に対してわいせつ行為を行った教員は原則として懲戒免職とする旨の規定が整備された。) ・「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査」において、わいせつ行為によるものを含む教育職員の懲戒処分等についての調査を実施し、令和2年12月、調査結果を公表した。 ・児童生徒等にわいせつ行為を行った教員が二度と教壇に立つことがないようにするための法改正について、政府部内で相談を重ねてきたところ、いまだ法制上乗り越えられない課題があり、第204回通常国会に内閣提出法案として提出することは見送ったが、引き続きの検討課題とするとともに、他の方策で実効性があると考えられるものを速やかに検討・実施していく。その一つとして、文部科学省が教員採用権者に提供している、過去の免許状失効歴を簡便に参照できる「官報情報検索ツール」について、令和3年2月に、その検索可能期間を直近40年間に大幅延長したほか、省令(教育職員免許法施行規則等)を改正し、失効・取上げ事由である懲戒免職等の具体的事由等を官報公告事項として規定した(令和3年4月1日施行)。</p>
37		<p>(厚生労働省) ・令和2年夏以降 保育士等の対応は他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討</p>	<p>(厚生労働省) ・保育士資格を有する者が逮捕されるなどの事案を把握した場合は、保育士登録の取消し権限を持つ都道府県等に情報提供するなど必要な連携を図っていただくよう、令和2年6月30日付け事務連絡により自治体等に周知を行った。</p>
38	<p>・社会全体への啓発</p>	<p>(内閣府) ・令和2年11月 「女性に対する暴力をなくす運動」を実施 ・令和3年度予算において、必要な経費を要求することを検討 ・令和3年4月 「若年層の性暴力被害予防のための月間」(仮称)の実施</p>	<p>(内閣府) ・令和2年11月「女性に対する暴力をなくす運動」において、「性暴力」をテーマに国民の意識向上に向けた啓発活動を推進した。ポスター、リーフレット、啓発カード、及び啓発シールを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図った。 ・令和3年4月に「若年層の性暴力被害予防月間」を実施予定。 ・令和3年度当初予算において、「女性に対する暴力をなくす運動等啓発費」として約4百万円、「若年層の性暴力被害予防月間」の取組に係る経費を含む「若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業経費」として約1千5百万円を措置。</p>
39		<p>(警察庁) ・令和2年1月以降 SNS上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発活動を実施。今後も継続</p>	<p>(警察庁) ・子供の性被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進した。</p>
40		<p>(文部科学省) ・令和2年秋以降 保護者等を対象にインターネット上のマナー等について啓発するシンポジウムを実施</p>	<p>(文部科学省) PTAと連携し全国3ヶ所でネットモラルキャラバン隊を実施。また、令和3年2月にオンラインでネット安全安心全国推進フォーラムを実施した。</p>

41	方針の確実な実行		<p>(内閣府等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月11日 関係府省会議議長(男女共同参画担当大臣)名で、各都道府県知事に公文で通知。協力を依頼(男女共同参画担当、ワンストップ支援センター担当、DV担当に連絡) ・令和2年6月12日 ○警察庁関係局長連名で、各都道府県警察の長宛てに通達 ○文部科学省関係局長連名で、各都道府県教育委員会、国公立大学、国公立高等専門学校等に通知 ○厚生労働省子ども家庭局より、各都道府県婦人保護事業担当部局に周知 ・令和2年6月16日 厚生労働省老健局高齢者支援課より、各都道府県高齢者保健福祉主管課に周知 ・令和2年6月17日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課連名で、各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課室に周知 ・令和2年6月26日 厚生労働省雇用環境・均等局 雇用機会均等課名で、都道府県労働局長に通知 ・令和2年夏 地方公共団体に対し、「強化の方針」についての説明 	<p>(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月11日 関係府省会議議長(男女共同参画担当大臣)名で、各都道府県知事に公文で通知。協力を依頼(男女共同参画担当、ワンストップ支援センター担当、DV担当に連絡)。 ・令和2年7月13日 「強化の方針」についての説明動画を配信(ワンストップ支援センター担当に周知)。 <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月12日 警察庁関係局長連名で、各都道府県警察の長宛てに通達。 <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月12日 文部科学省関係局長連名で、各都道府県教育委員会、国公立大学、国公立高等専門学校等に通知。 <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月12日 各都道府県婦人保護事業担当部局に周知。 ・令和2年6月16日 厚生労働省老健局高齢者支援課より、各都道府県高齢者保健福祉主管課に周知。 ・令和2年6月17日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課連名で、各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課室に周知。 ・令和2年6月26日 厚生労働省雇用環境・均等局 雇用機会均等課名で、都道府県労働局長に通知。
42			<p>(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度内 男女間における暴力に関する調査を実施 ・令和3年度予算において、若年層の性暴力被害の実態調査等必要な経費を要求することを検討 	<p>(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に調査を実施済み。令和3年3月26日に報告書を公表した。 ・令和3年度当初予算において、若年層の性暴力被害の実態調査等に係る経費を含む「若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業経費」として約1千5百万円を措置。